

(別添 1)

## 庁内 FAQ システム利用及び保守契約書(案)

奈良市（以下「発注者」という。）と□□□□□□□□□□□□（以下「受注者」という。）とは、次の条項により「庁内 FAQ システム利用及び保守契約」にて導入する庁内 FAQ システム（以下「当該システム」という。）の利用及び保守に関する契約を締結する。

### （契約の目的）

第 1 条 この契約は、受注者が当該システムを発注者の使用に供することを目的とする。

### （履行期間）

第 2 条 本契約の履行期間は、令和 9 年 2 月 1 日から令和 12 年 1 月 31 日までとする。

（地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約）

### （仕様）

第 3 条 業務の内容は「（別紙 1）庁内 FAQ システム利用及び保守仕様書」のとおりとし、受注者は、前条の履行期間内において、別紙仕様書に基づき業務を処理しなければならない。

2 受注者は、本業務の処理について、前項の仕様書に明記されていない事項については、発注者の指示を受けるものとする。

### （使用料）

第 4 条 この契約に係る使用料は、月額金□□□□□□円（うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額 金□□□□□□円）とする。また、契約期間全体の執行予定額は、金□□□□□□□□円（うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額 金□□□□□□円）とする。

### （使用料の支払）

第 5 条 使用料は、毎月払いとし、受注者は、毎月 1 0 日までに前月分の使用料の支払を発注者に書面により請求するものとする。

2 発注者は、受注者から前項に規定する使用料の適法な請求書を受領したときは、受領の日から起算して 3 0 日以内に使用料を受注者に支払わなければならない。

3 使用料は、原則として 1 か月単位とし、利用期間に 1 か月に満たない端数がある場合も日割り計算はしないものとする。

4 発注者の責めに帰すべき理由により使用料の支払いが遅れた場合においては、発注者は、未払金額につき遅滞日数に応じて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 2 4 年法律第 2 5 6 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が定める率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払うものとする。ただし、当該額が 1 0 0 円未満であるときは、この限りでない。

### （契約保証金）

第 6 条 奈良市契約規則第 23 条に定める所定の契約保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 3 号に該当する場合は、これを免除する。

### （調査等）

第 7 条 発注者は、この契約に基づく受注者の義務の履行について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、その実施について必要な指示をすることが

(別添 1)

できる。

- 2 受注者は、当該システムについて定期的に点検調整を行い、その記録を整備し、発注者から報告を求められた場合に、報告書を提出しなければならない。

(再委託等の禁止)

第8条 受注者は、業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第9条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第10条 受注者は、この契約の履行において知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のため若しくは不当な目的に使用してはならない。この契約の満了、解約又は解除後も同様とする。

- 2 受注者は、その業務の従事者（従事していた者を含む。）に対して前項の義務と同様の義務を課すために、教育等の必要な措置を講じなければならない。

(損害賠償)

第11条 受注者は、その責めに帰する理由により、この契約の履行に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(業務の内容の変更等)

第12条 発注者は、この契約締結後の事情により必要がある場合には、業務の内容を変更し、又は業務の処理を一時中止することができる。この場合において、使用料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

(発注者の催告による解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく、この契約による債務を履行しないとき。

(2) この契約に基づく発注者の指示に従わず、又は発注者の調査に協力しないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

- 2 発注者は、前項の規定により、この契約を解除したときは、違約金として使用料の総額から完了部分の額を控除した金額の10分の1に相当する金額を徴収する。この場合において、その額が損害の額に満たないときは、不足分を別途請求する。

- 3 第1項の規定により、この契約が解除された場合、受注者がこれにより被る損害については、発注者は、その責めを負わない。

(発注者の催告によらない解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約に関し、次のいずれかに該当するとき。

- ア 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 64 条第 1 項の競争回復命令をし、その命令が確定したとき。
  - イ 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 49 条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。
  - ウ 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 62 条第 1 項の納付命令をし、その命令が確定したとき。
  - エ 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の罪を犯し、刑に処せられたとき。
- (2) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは賃貸借契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (7) この契約に係る下請契約又は機器、資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第 2 号から前号までのいずれかに該当することを知らなから、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (8) 受注者が、第 2 号から第 6 号までのいずれかに該当する者をこの契約に係る下請契約又は機器、資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
  - (9) 受注者が、この契約による債務を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
  - (10) この契約に基づく調査において発注者の業務を妨害し、又はこの契約に基づく債務の履行において詐欺その他の不正行為をしたとき。
  - (11) この契約による債務の履行が不能である（ことが明らかに認められる）とき。
  - (12) この契約による債務の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。
  - (13) この契約による債務の履行の一部を拒絶する意思を明確に示した場合又はこの契約による債務の履行の一部が不能である場合において、既に完了した部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
  - (14) 特定の日時又は一定の期間内にこの契約による債務を履行しなければ契約の目的を達することができない場合において、当該日時又は期間内に履行しないとき。
  - (15) 第 10 号から第 13 号までに掲げる場合のほか、この契約による債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約の目的を達するに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかとなるとき。
- 2 受注者が次に掲げる場合に該当するときは、発注者は、前条の催告をすることなく、

(別添 1)

直ちに契約の一部を解除することができる。

(1) この契約による債務の一部の履行不能である（ことが明らかに認められる）とき。

(2) この契約による債務の一部を履行することを拒絶する意思を明確に示したとき。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前2項の解除の場合に準用する。

4 受注者は、第1項第1号に該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かに係わらず、使用料総額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同号アからウまでに該当する場合において、当該命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

5 前項の規定は、この契約による債務の履行が完了した後においても適用するものとする。

6 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者がこの契約を解除した場合は、第1項第11号及び第12号に該当するものとみなす。

(1) 受注者について破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産手続開始の決定があつた場合 同法の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の決定があつた場合 同法の規定により選任された管財人

(3) 受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の決定があつた場合 同法に規定する再生債務者等

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第15条 第13条第1項各号又は前条第1項各号若しくは第2項各号に定める場合の解除が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第16条 受注者は、発注者がこの契約に違反した場合において、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の解除により、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第17条 前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は前条の規定による契約の解除をすることができない。

(予算の減額等による契約の変更等)

第18条 発注者は、本契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、本契約に係る予算の減額又は削除があつたときは、受注者に本契約の変更を申し出、又は本契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けたときは、商慣習上相当と認められる範囲内において、受注者と発注者とが協議のうえ、発注者に損害の賠償を請求することができる。

(相殺条項)

第19条 発注者が受注者に対して損害賠償を請求する権利がある場合には、使用料の支払い義務と相殺することができる。

(別添 1)

(管轄裁判所)

第 20 条 この契約について訴訟等の生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 21 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、発注者及び受注者が両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、発注者及び受注者が電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。

令和 年 月 日

発注者 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号  
奈良市  
奈良市長 仲 川 元 庸

受注者 (住所又は所在地)  
(商号又は名称、法人の場合は法人名)  
(氏名、法人の場合は代表者の氏名)